

静かな空をもとめて2015年
3月18日**第2次
新横田基地
公害訴訟****号外**

発行者

第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302号

TEL/FAX. 042-552-4451

Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp

<http://www.yokota-kougai.com>**第8回口頭弁論 午前10時30分～午前11時**

今回から裁判長が交替します。前任の太田武聖裁判長が2月末で定年退官となり、新たに瀬戸口壯夫裁判長が着任しました。結審、判決まで瀬戸口裁判長が担当することが予想されます。

本日の法廷では、準備書面(13)の陳述を行います。内容は、将来にわたる損害賠償、いわゆる将来請求に関する主張です。

これまでの基地騒音裁判では、審理終結までの騒音被害に対する賠償請求しか判決で認められていませんでした。しかし、騒音被害は裁判が終わっても続いています。横田基地周辺に住むみなさんが今日まで40年にわたって裁判を続けているのは、被害がなくなるからです。

被害が続く限り賠償してもらいたい。「将来請求」は私たち被害者にとって当たり前の請求なのです。

このほかに、提出済みの陳述書300通以上の原本確認をします。少しいくつかも知りませんが、みなさんの声を裁判所に届けるための手続きですので、どうぞ見守ってください。

陳述者の紹介

杉野 公彦 (すぎの きみひこ) 弁護士

今回の準備書面は杉野弁護士が中心となってまとめ上げました。将来請求が認められることが騒音公害訴訟の解決には欠かせないことを、判例や学説の検討を踏まえて、力強く陳述します。

ちなみに、杉野弁護士は、昭島在住の原告の一員でもあります。

弁護士会館にて報告集会 11時20分～12時30分

- ① 弁護団から陳述の報告 (杉野弁護士)
- ② 将来請求についての解説 (杉野弁護士)
- ③ 元米軍人 桐・トムさんのお話
- ④ 進行協議報告 (弁護団)
- ⑤ ご質問など

報告集会と並行して、裁判所で進行協議手続が行われます。今後の検証や原告尋問などの審理計画を協議します。進行協議が終わり次第弁護団も報告集会に合流し、報告をしてもらいます。